



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
(鉄電)千葉 2935・2936番
(公)千葉 (22) 7207番

90.7.18 No.3254

3.18-21スト、12.5.1.18ストに対する

不当処分徹底弾劾

21日不当処分粉碎動労千葉
総決起集会へ全力で結集を

7月21日(土) 18時 千葉市民会館小ホール

弾劾声明

(1)

本日、JR千葉支社は、三・一八一二ストライキ及び、一二・五、一・一八ストライキに対し、出勤停止三〇日をはじめとする一四一名の不当処分を発表した。

この不当処分は、労働千葉と清算事業団闘争を圧殺し、労働者の基本的な権利である争議権を否定しさる、暴挙であり、憲法・労働組合法をもふみにじる違法行為である。

われわれは、満腔の怒りをこめて、この攻撃を弾劾するとともに、あらゆる手段を尽くして、不当処分粉碎の闘いに立ちあがることを宣言する。

(2)

処分の具体的な事由は、現段階でつぶさにされている訳ではないが、言うに事かいて、「目的、手続、態様のいずれの面からも正当なストライキとは言えず、ストライキの名をかりて、公益事業の運営を混乱させ、社会的に多大な影響を及ぼすこと」を企図したことだ。JR千葉支社は、この「違法行為」として、ただ唾然とするばかりである。

今回の不当処分は、処分せよ、という結論だけが初めにあつたのだ。労働千葉のストライキが、しかし、批難される余地のない全く正当なものであるがゆえに、このような苦しまぎれの理由ならざる理由を持ち出さざるを得なかつたのである。

そもそも、労働委員会の歴史上初めてと言われる、八〇件もの不当労働行為を認定されていいる違法企業が、これを一切ひらき直り、「地労委命令を履行せよ」という、労働組合としてあまりにも当然の要求を掲げて実施した正当な争議行為に対し、かかる「理由」をもつて処分を強行するなどとすることが、どうして許されるのか! JRは、労働委員会命令を無視し、一千名もの清算事業団労働者の首を切つてなおあきたらず、今回の処分強行に及んだのである。

(3)

さらに、今回の不当処分は労働者の基本的権利である争議権を全面的に否定しさる暴挙に他ならない。

(4)

しかしわれわれは、この不当処分のなかに、清算事業団闘争の予想を越えた高揚、不屈の前進の前に、たち直ることのできない打撃を受けたJR当局の姿をまざまざと見てとることができた。また、この間の労働千葉のストライキが、清算事業団闘争の全情勢をけん引して、大きな勝利の展望を切りひらいていることを確認することができる。清算事業団労働者の不屈の闘いは、国鉄分割・民営化攻撃「JR体制」の矛盾を鋭く暴き出し、国家的不当労働行為を糾弾し、労働運動の未来を指し示している。

労働千葉は、怒りも新たに、この暴挙を弾劾し、不当処分を粉砕するために総決起するものである。

一九九〇年七月一七日